

社会福祉法人黒松内つくし園 経営会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人黒松内つくし園（以下、「この法人」という）の「組織規程」に基づき、この法人が設置する経営会議の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この法人が設置する経営会議は、「常勤理事会」とする。

(構成)

第3条 常勤理事会を構成する者は、以下に掲げる者とする。

- (1) 理事長
- (2) 常務理事
- (3) 常勤理事

(進行役)

第4条 常勤理事会の進行役は、常務理事又は事務局長兼任理事とする。

(進行役の職務代理)

第5条 進行役が欠けたとき、または事故があるときは、その他理事がその職務を代理する。

(構成員以外の出席)

第6条 理事長又は常務理事が必要と認めたときは、構成員以外の者に意見を聴き、又は説明を求めるため、常勤理事会への出席を求めることができる。

(議事録)

第7条 進行役は、議事録を作成するものとする。議事録は10年間保存するものとする。

(事務)

第8条 常勤理事会の事務は、本部事務局において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、常勤理事会の運営等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て、行うものとする。

附 則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。